

第2次候補者を決定するための手順について

令和8年3月13日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第12条第4項に基づき、令和8年度に実施する総長選考・監察会議における第2次候補者を決定するための手順について、以下のとおり定める。

1. 第2次候補者を決定するための手順

- (1) 出席委員により、以下の手順で協議を行う。
 - ① 第2次候補者の決定に当たり、多様性の観点その他の考慮すべき事項について検討を行う。
 - ② 無記名投票により、第1次候補者のうち、第2次候補者として相応しいと考える者（以下「適任者」という。）3名を選択する。
 - ③ ②の手順において得票数の上位の者から3名を適任者として選出する。ただし、その末位に得票同数の者があり得票数上位の者が4名以上となった場合には、協議によりその取扱いを決定する。
 - ④ 多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。
 - ⑤ ④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第1次候補者のうちから、追加の適任者について無記名投票を行う。
 - ⑥ ⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を限度として適任者を選出する。
- (2) (1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第3条第1項第2号及び同条第2項に基づき表決を行い、第2次候補者を決定する。

2. 留意事項

- (1) 適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。
- (2) 1. (1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。
- (3) 1. (1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。
- (4) 1. (1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。投票を行う場合は、委員の構成に鑑み、議長は投票することができる。ただし、1. (2)の表決に当たっては、内規第3条第2項に基づき議長は投票することができない。